

## 受入廃棄物の種類及び基準

廃棄物の種類		受入基準
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として、リサイクルが困難なものであること。 また、リサイクルできるものが混入していないこと。</li> <li>② 毒劇物またはそれらが付着、封入されたものでないこと。</li> <li>③ 爆発性、引火性、発火性、発熱性を有していないこと。 また火気・熱気を帯びていないこと。</li> <li>④ 有毒ガスが発生しないものであること。</li> <li>⑤ 著しい臭気を発しないものであること。</li> <li>⑥ 突起または鋭利な形状をした廃棄物が混入していないこと。</li> <li>⑦ 油分を含まないこと。</li> <li>⑧ PCBが付着したものが混入していないこと。</li> <li>⑨ 水銀が含有されているものが混入していないこと。</li> <li>⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等の諸規定に適合するものであること。</li> <li>⑪ 原則として、二種類以上の廃棄物を混合していないこと。</li> <li>⑫ 廃棄物が飛散、流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。</li> <li>⑬ 受入及び埋立にあたって取り扱いが困難なものでないこと。</li> <li>⑭ 浸出水処理施設に支障をきたさないと判断されるものであること。</li> </ul>
個別基準	燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。</li> <li>・ 熱しゃく減量が15%以下であること。</li> </ul>
	汚泥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 含水率が85%以下であること。</li> <li>・ 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。</li> </ul>
	廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中空の状態でないこと。</li> <li>・ 最大径がおおむね15cm以下であること。</li> </ul>

廃棄物の種類		受入基準
個別基準	紙くず	—
	木くず	—
	繊維くず	—
	動物又は植物に係る不要物 (動植物性残さ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。</li> <li>十分に水を切っていること。</li> <li>衛生害虫が発生しない状態であること。</li> </ul>
	ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径がおおむね15cm以下であること。</li> </ul>
	金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径がおおむね30cm以下であること。</li> <li>粉状でないこと。</li> </ul>
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径がおおむね30cm以下であること。</li> <li>石膏ボードまたは石綿含有廃棄物を含まないこと。</li> </ul>
	廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径がおおむね30cm以下であること。</li> <li>木片、紙類が除去されていること。</li> </ul>
	石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃石綿等(特別管理産業廃棄物)を含まないこと。</li> <li>関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)』に基づき飛散防止措置が講じられていること。</li> </ul>
	鋤さい	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大径がおおむね30cm以下であること。</li> <li>飛散防止措置が講じられていること。</li> </ul>
	コンクリート破片その他これに類する不要物 (がれき類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径がおおむね30cm以下であること。</li> <li>石綿含有廃棄物を含まないこと。</li> </ul>
	石綿含有廃棄物 (非飛散性アスベスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃石綿等(特別管理産業廃棄物)を含まないこと。</li> <li>関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)』に基づき飛散防止措置が講じられていること。</li> </ul>

廃棄物の種類		受入基準
個別基準	ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛散防止措置（水分添加、固型化、梱包等）が講じられていること。</li> <li>・ 熱しゃく減量が15%以下であること。</li> </ul>
	産業廃棄物を処分するために処理したもの （政令13号廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大径がおおむね30cm以下であること。</li> <li>・ 含水率が85%以下であること。</li> </ul>
	廃石綿等 （特別管理産業廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令や『石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）』に基づき飛散防止措置が講じられていること。</li> </ul>
	災害廃棄物等※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受け入れについて事業団が県及び町と協議済みのものであること。</li> </ul>

※災害廃棄物の受け入れについては、今後、一般廃棄物に関する許可を取得予定です。